

家計基準（目安）

- 免除基準を満たす者は、世帯の年間総所得が、本学の定める収入基準額以内の者です。
○年間総所得金額は、職業・世帯の構成・通学形態等を考慮するため、一概には言えません。

○免除は限られた予算の範囲内で行うため、必ずしも許可されとは限りません。

現状として、**免除基準を満たしていても予算の都合により不許可となる学生がいます。**

※ サラリーマン世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で給与所得者が「父親1人」を例とした場合、賞与を含む税込年収が概ね690万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

※ その他の職業の世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で所得者が「父親1人」を例とした場合、必要経費控除後の金額が概ね430万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

学力基準

- (1) 別表1「学業成績」に該当する者
(2) 母子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく特別の事情がある者については、別表2「学業成績（特例）」に該当する者

別表1 学業成績

学部	1年次生	①高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が3.5以上の者 ②高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が得られない者は、所属する学部（学科）の入試成績が上位1/2以内の者 ③香川大学が認める者
大学院	1年次生	①卒業大学の成績評点が2.0以上の者 ②香川大学が認める者（成績評点が得られない場合等）

別表2 学業成績（特例）

学部	1年次生	①高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が3.3以上（ただし、日本学生支援機構の特例推薦の基準（学力）で2項目以上に該当する場合は3.0以上）の者 ②高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が得られない者は、所属する学部（学科）の入試成績が上位2/3以内の者 ③香川大学が認める者
大学院	1年次生	①卒業大学の成績評点が1.8以上の者 ②香川大学が認める者（成績評点が得られない場合等）

※編入学した者及び転入学した者の当該年次については、この学力基準は適用しない。

入学試験に合格したことをもって、学力基準を満たしているものとする。

※成績評点の計算方式

$$\text{成績評点} = \frac{\{\text{秀の単位数} \times 5\} + \{\text{優の単位数} \times 4\} + \{\text{良の単位数} \times 2\} + \{\text{可の単位数} \times 1\}}{\text{取得単位数}}$$

（少数点以下第2位を四捨五入）